### 令和4年度全国学力・学習状況調査の参加について

全国学力・学習状況調査の参加について、別紙「令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を添えて教育委員会の審議に付します。

令和4年1月25日

一宮市教育委員会 教育長 高 橋 信 哉

### 提案理由

一宮市立小中学校の令和4年度全国学力・学習状況調査の参加について、教育委員会の 議決を求めるため、本案を提出します。

### 令和4年度 全国学力・学習状況調査(案)

### 調査の主体

文部科学省

### 調査の方法

別紙「令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」による

### 調査の実施日

令和4年4月19日(火)

### 調査の対象者

小学校 42校 6年生全員 中学校 19校 3年生全員

### 調査教科

小学校 国語·算数·理科 中学校 国語·数学·理科

### 令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和3年12月21日 文 部 科 学 省

#### 1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

#### 2. 調査の名称

令和4年度全国学力・学習状況調査

#### 3. 調査の対象

- (1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校(以下「公立大学附属学校」という。)を含むものとする。
  - ア 小学校調査

小学校第6学年,義務教育学校前期課程第6学年,特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年,義務教育学校後期課程第3学年,中等教育学校前期課程第3学年,特別支援学校中学部第3学年

- (2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。 ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒
  - イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

### 4. 調査事項

- (1) 児童生徒に対する調査
  - ア 教科に関する調査
    - (ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。
    - (イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、 それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。
      - ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活に おいて不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
      - ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

### イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査(以下「児童生徒質問紙調査」という。)を実施する。

#### (2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況 等に関する質問紙調査(以下「学校質問紙調査」という。)を実施する。

#### 5. 調查実施日等

(1) 児童生徒に対する調査(調査の時間割モデルは別紙1) 調査の実施日は、令和4年4月19日火曜日とする。

#### ア 小学校調査

- (ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、算数及び理科それぞれ45分とする。
- (イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

#### イ 中学校調査

- (ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び理科それぞれ50分とする。
- (イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。
- (2) 学校に対する質問紙調査 令和4年4月に実施する。
- (3) 調査実施に関するスケジュール 別紙2のとおりとする。

#### 6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする(調査の実施系統図は別紙3・別紙4)。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等(以下「参加主体」という。) の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会,学校法人,国立大学法人,公立大学法人等は,学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどに

より調査に当たる。

(5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

#### 7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1)調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。 ア 教科に関する調査の結果として、

- (ア) 国語,算数・数学,理科のそれぞれの教科(以下「各教科」という。)にかかる問題の全体の平均正答数,平均正答率,中央値,標準偏差等
- (イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ
  - ① 都道府県教育委員会
  - ② 都道府県教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)
  - ③ 指定都市教育委員会
  - ④ 教育委員会
  - ⑤ 学校
  - ⑥ 児童生徒
- (ウ) 各教科の設問ごとの正答率等
- (エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合
- イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として,
- (ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況
- (イ) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等と の相関関係の分析
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析
- (2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する (文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5)。

- ア 以下の(ア)から(オ)までの区分に応じ、上記(1)ア及びイで示した結果
  - (ア) 国全体(国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況)
  - (イ) 都道府県ごと(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の 状況)

- (ウ) 都道府県(指定都市を除く。) ごと(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
- (エ) 指定都市ごと(指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
- (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと(「大都市」(指定都市及び東京23区),「中核市」,「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況(一般に公開された場合に,個人,学校,設置管理者等が特定されることのないよう,データの匿名化処理(必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。)を行ったもの)
- ウ その他,調査の目的の達成に資する分析

### (3)調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

- ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。
  - (ア) 都道府県教育委員会
    - ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
    - ② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
    - ③ 当該都道府県教育委員会(指定都市を除く。)における市町村教育委員会が設置 管理する学校全体の状況
    - ④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
    - ⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況
  - (イ) 市町村教育委員会
    - ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
    - ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況
  - (ウ) 学校
    - ① 当該学校全体の状況
    - ② 各学級の状況
    - ③ 各児童生徒の状況
    - ④ 各児童生徒に関する個人票
  - (エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果
- イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

#### (4)調査結果の活用

- ア 各教育委員会,学校等及び文部科学省においては,調査の目的を達成するため,以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。
  - (ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策 の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を

図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

- (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
- (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
- (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、 教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各 教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育 施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会,学校等及び文部科学省においては,調査結果についてより一層多面的な 分析や研究が行われるよう,調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
  - (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ (児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答 状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒 質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの)を大学等 の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育 の振興又は施策の推進のために活用することとする。
  - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、 小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把 握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
    - ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が 進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
    - ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

#### (5)調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

### ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

- (ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。
  - ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に 基づき公表することは可能であること。
  - ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況につい

ては、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお,個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法(例えば,教育事務所単位の状況の公表等)で,(エ)に基づき公表することは,都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが 個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
  - ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
  - ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
  - ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが 個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ) に基づき公表することは可能であること。
- (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。
  - ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
  - ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
  - ③ (ア)①又は(イ)②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合,又は(ア)②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な 配慮を行うこと。
- (オ)教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれ の教育委員会の判断に委ねられること。
- イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い
  - (ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。
  - (イ)教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

#### 8. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

### 9. 留意事項

- (1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等
  - ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入 学者選抜に関して用いることはできないこととする。
  - イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用する に当たり、以下の体制を整備することとする。
    - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の 学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
  - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
  - (ウ)教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査 結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

- (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密について は、その保持を徹底すること。
- (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に 基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
- (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育 施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

### (2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、 児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法(匿名加工)に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

#### (3)調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌20日水曜日以降5月20日金曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

#### (4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

### (ア) 小学校調査

国語,算数及び理科: それぞれ1単位時間相当

#### (イ) 中学校調査

国語,数学及び理科:それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動(学級活動)の一部として取り扱うことを可能とする。

### (5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

#### (6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学又は理科の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

#### (7) 児童生徒質問紙調査における端末を活用したオンラインによる回答

児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、端末を活用したオンラインによる回答方式で実施する。当該学校において、教科に関する調査を調査日に実施し、本方式で調査日以降 4月28日木曜日までに実施された児童生徒質問紙調査は、全体の集計に含めるものとする。

### (8)調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

### (9) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和4年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

### 調査の実施に関する時間割モデル

### 1. 調査実施日

令和4年4月19日(火) (後日実施は,4月20日(水)~5月20日(金)まで可能。)

### 2. 時間割モデル

### ◆小学校

1時限目	2時限目	3 時限目	
国語	算数	理科	児童質問紙
(45 分)	(45 分)	(45 分)	(20~40 分程度)

※児童質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

### ◆中学校

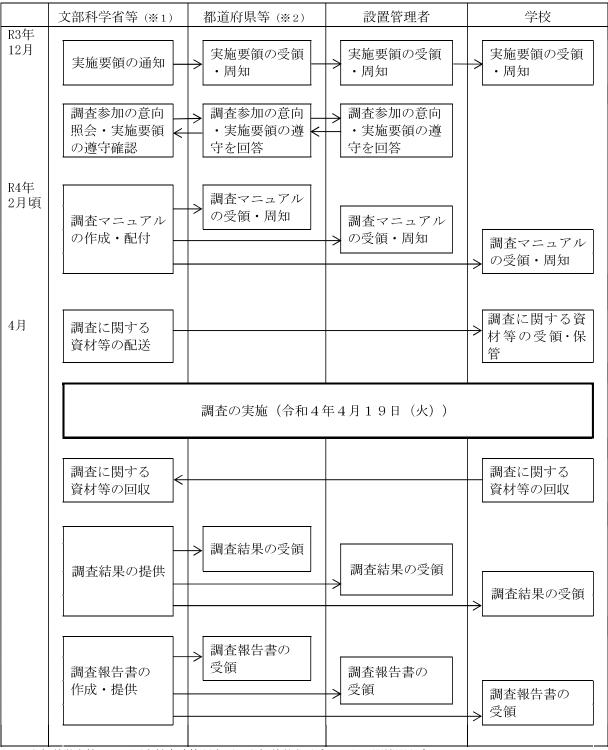
1時限目	2時限目	3時限目	
国語 (50 分)	数学 (50 分)	理科 (50 分)	生徒質問紙 (20~45 分程度)

※生徒質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

### <補足>

- ※児童生徒質問紙調査について,一部の学校で,学校の端末を活用して実施する(実施期間は,4月19日(火)~4月28日(木))。
- ※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問項目(2問程度)も 回答することとする。

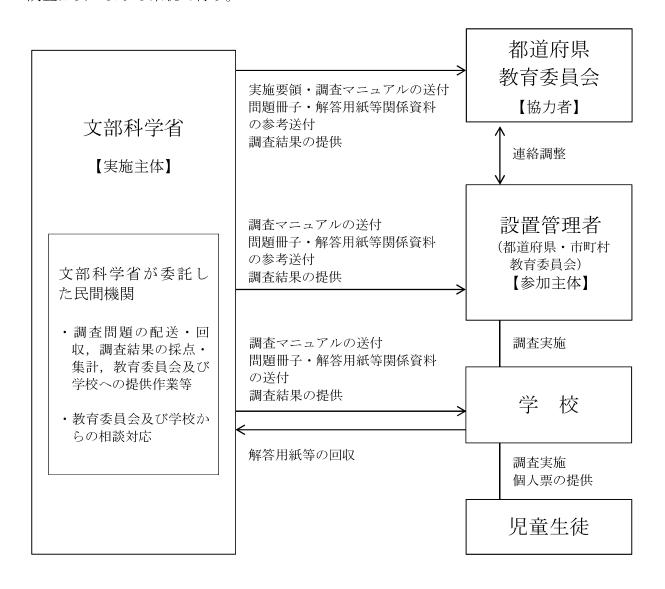
### 調査の実施に関するスケジュール(予定)



- ※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。
- ※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

### 調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合, 調査は次のような系統で行う。



個人票の提供

児童生徒

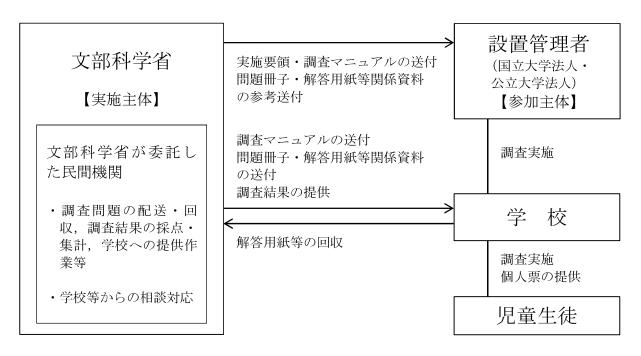
### 調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。 都道府県 知事部局等 実施要領・調査マニュアルの送付 文部科学省 問題冊子·解答用紙等関係資料 【協力者】 の参考送付 【実施主体】 1 連絡調整 設置管理者 文部科学省が委託し (学校法人等) 調査マニュアルの送付 た民間機関 【参加主体】 問題冊子·解答用紙等関係資料 の送付 ・調査問題の配送・回 調查実施 調査結果の提供 収,調査結果の採点・ 集計,学校への提供作 学校 業等 解答用紙等の回収 調査実施

### 調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

・学校等からの相談対応

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



### 文部科学省における調査結果の公表の体系

			公表の区分					
実施要領の記載		7.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学 校全体の状況 又は国・公・私 立学校別の状 況)	7.(2)ア(イ) 都道府県教育と (都道府県教育委員会及育を要する事業を では、	7.(2)ア(ウ) (ウ) (ウ) (ウ) (ウ) (ウ) (力) (ウ) (力) (力) (力) (力) (力) (力) (力) (力) (力) (力	7.(2)ア(エ) 指定都市 と (指定都市教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)	7.(2)ア(オ) 地域の規模 等に応じた まとまりごと (市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)※1		
	7.(1)ア(ア) ・各教科の平均	匀正答数, 平均正			0	0		
	答率, 中央値,							
	<ul><li>・右の欄のそ れぞれを単 位とした平均 正答数等の</li></ul>	①都道府県教育 委員会	0	_	_	_	_	
		②都道府県教育 委員会(指定 都市を除く。)	0	-	-	Ι	-	
		③指定都市教育 委員会	0	_	_	-	_	
調		④教育委員会	0	-	-	-	_	
査   結		⑤学校	0	_	-	_	_	
査結果の内		⑥児童生徒	0	0	0	0	0	
内容		ごとの正答率等 問ごとの解答類型	0	0	0	0	-	
	7.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況 7.(1)イ(イ) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析		0	0	0	0	0	
			0	△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	△ <b>※</b> 2	_	

- ※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区),「中核市」,「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ※2 都道府県ごと, 都道府県(指定都市を除く。)ごと, 指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙 調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については, 必要に応じて文部科学 省において公表することがある。

令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和4年1月25日

一宮市教育委員会 教育長 高 橋 信 哉

### 提案理由

令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

### 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて(案)

### 1 一宮市の基本的な考え方

国の示している「令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づいて 取扱う。

### 2 一宮市における結果の公表

一宮市における公立小中学校の学校別の調査結果、市全体の調査結果の数値による公表をしない。

### 調査教科

小学校 国語・算数・理科

中学校 国語・数学・理科

### 令和3年度

### 全国学力・学習状況調査について 一宮市全体の状況

### ◆ 調査実施日

令和3年5月27日(木)

### ◆ 調査実施者数

調査学年	参加学校数	参加人数	
小学校6年生	4 2 校	3,375人	
中学校3年生	1 9 校	3,365人	

### ◆ 調査の内容

【教科に関する調査(国語、算数・数学)】

出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- (1) 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- (2)知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等に関わる内容

調査問題では、上記(1)と(2)を一体的に問うこととする。

### 【生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査】

児童生徒に関する調査	学校に対する調査
・学習意欲、学習方法、学習環境、生活の 諸側面等に関する調査	・指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件整備の状況等に関する調査

## ◆ 教科に関する調査の結果

### 【小学校6年生の状況】

玉	全国平均正答率と比べ、低い状況です。
語	・『言葉の特徴や使い方に関する事項』の内容において、「主語と述語の関係、修飾と 被修飾との関係、指示する語句と接続する語句の役割、段落の役割について理解す ること」に課題があります。
	全国平均正答率とほぼ同程度の状況です。
算	•『図形』の領域において、「三角形、平行四辺形、ひし形、台形の面積の計算による 求め方について理解すること」は、全国平均を上回っています。
数	・『データの活用』の領域において、「データを二つの観点から分類整理する方法を知ること」に課題があります。

### 【中学校3年生の状況】

	1中子校3年土の状元
	全国平均正答率とほぼ同程度の状況です。
語	<ul> <li>『伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項』の領域において、「話し言葉と書き言葉との違い、共通語と方言の果たす役割、敬語の働きなどについて理解すること」は、全国平均を上回っています。</li> <li>『読むこと』の領域において、「文章に表れているものの見方や考え方をとらえ、自分のものの見方や考え方を広くすること」に課題があります。</li> </ul>
	全国平均正答率と比べ、高い状況です。
数	・『数と式』、『関数』、『資料の活用』の領域において、全国平均正答率を大きく上回っています。 ・『図形』の領域において、「証明の必要性と意味及びその方法について理解すること」
学	「三角形の合同条件などを基にして三角形や平行四辺形の基本的な性質を論理的に確かめたり、図形の性質の証明を読んで新たな性質を見いだしたりすること」に やや課題があります。

### ◆ 生活習慣や学習環境に関する質問紙調査(児童生徒に対する調査)の結果

【小学校6年生の状況】

肯定的な回答が全国値に比較して多い項目	肯定的な回答が全国値に比較して少ない項目
<ul><li>・今住んでいる地域の行事に参加していますか。</li><li>・人が困っているときは、進んで助けていますか。</li><li>・新聞を読んでいますか。</li></ul>	<ul><li>・あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか。</li><li>・自分には、よいところがあると思いますか。</li></ul>

### 【中学校3年生の状況】

肯定的な回答が全国値に比較して多い項目	肯定的な回答が全国値に比較して少ない項目
<ul><li>・人が困っているときは、進んで助けていますか。</li><li>・新聞を読んでいますか。</li></ul>	<ul><li>毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか。</li><li>人の役に立つ人間になりたいと思いますか。</li><li>自分がやると決めたことは、やり遂げるようにしていますか。</li></ul>

## ◆ 調査結果を受けての取り組み

教育委員会の取り組み	学校の取り組み例
・各学校に、全国学力・学習状況調査の結果を分析	・自校の課題解決に向けた研修の実
させ、自校の強みと弱みを把握させる。強みは生 かし、弱みを克服するための対策を練らせる。	│ 施 ・自分の言葉で発言させる場、振り
•「報告書」「授業アイディア例」などを活用した授	返りの場を設定するなどの学習
業改善の方法について研修する。	活動の工夫
・教師の指導力向上を図る専門委員会で、授業改善を目指した研修会を開催する。	・校内漢字・計算コンクールの実施 ・授業前後の小テストの実施
	など

### 一宮市学校教育推進プランについて

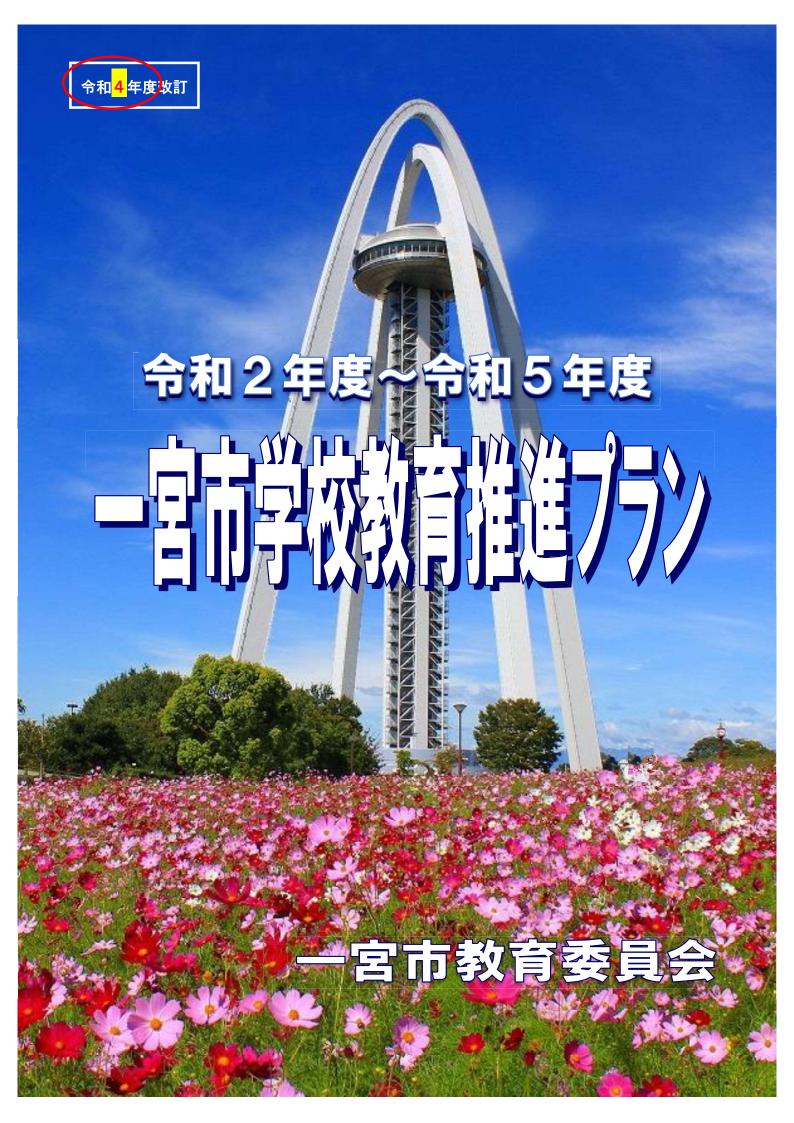
一宮市学校教育推進プランについて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和4年1月25日

一宮市教育委員会 教育長 高 橋 信 哉

提案理由

一宮市学校教育推進プランを定めるため、本案を提出します。



### 基本理念

これからの時代に向け、子どもたちは、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な行動や多様 な人々との協働を通じ、その課題解決に向かうための新たな価値観を生み出す創造力や行動力をもつことが 期待されています。

そのため、学校は、主体的な学びや協働のための原動力となる「確かな学力」「豊かな心」「健やかなから だ」の育成と、これからの社会を生き抜く「未来に生きる力」の育成が一層求められています。また、これら の力の育成の基盤として家庭や地域社会との連携を図り、「信頼される学校づくり」を進める必要があります。

一宮市は「めざす子ども像」を定め、その実現のために5つのプランからなる令和2年度~5年度「一宮市 学校教育推進プラン」を策定しました。中でも、教職員が子どもたちにとって信頼される存在となるために、 「学力向上」「人間関係力の向上」を重点目標とし、「教師力の向上」に取り組んでいきます。

教育委員会および各学校はこのプランをもとに、具体的な行動目標を示し、絶えず評価を加えながらその 実現をめざします。

### めざす子ども像

## 知・徳・体をもとに、課題解決に向かう 「未来を拓く子ども」



### 【確かな学力を身につけた子ども】

→ Plan **1 確かな学力育成**プラン

自分で課題を見つけ、主体的・対話的に探究し、学びを深めることで、よりよく問題を解決す る資質や能力を身につけた子ども

### 【豊かな心をもつ子ども】

→ Plan 2 豊かな心育成プラン

自尊感情にあふれ、自他の命や自然を大切にする心や他を思いやる心などを備えた、心豊かな 子ども

### 【健やかなからだを備えた子ども】

→ Plan 3 健やかなからだ育成プラン

規則正しい生活習慣を身につけるとともに、健康な生活を送る基礎を備えた子ども

【未来に生きる力を身につけた子ども】 → Plan 4 未来に生きる力育成プラン

グローバル社会を生きるための学びを通し、自らの生き方を考え、社会的に自立するための資 質や能力を身につけた子ども

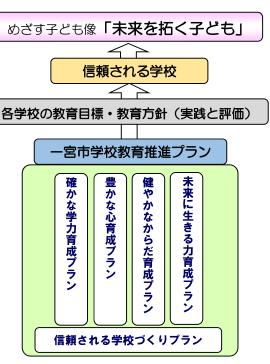
## 「未来を拓く子ども」を育成するた めの基盤づくりをすすめます

全ての教職員が子どもの教育に責任をもち、 子どもたちにとって安全・安心で、保護者や地域 から信頼される学校づくり

→ Plan 5 信頼される学校づくりプラン

全ての教職員が目標を共有して、個々の創意工夫を生かし、 互いに高め合える指導体制の構築をしていきます

以上のことから、5つのプランを柱とした 「一宮市学校教育推進プラン」を策定します。

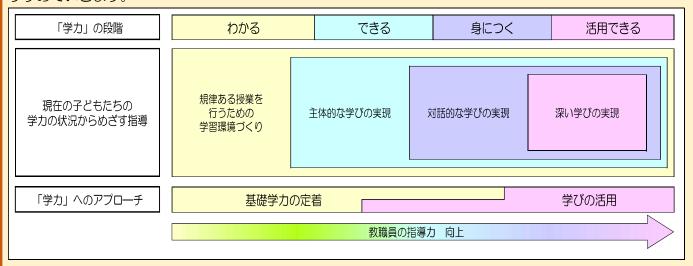


## 今こそ、学力の向上と人間関係力の向上をめざして

## わかる・できる・身につく・活用できる力を育てます

新学習指導要領が小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施となりました。その中では、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで資質・能力の育成を目指すことが示されました。令和の時代に入り、新たな時代への変化の時こそ、今、改めて子どもたちにどんな力が必要なのかを各学校が考え、ねらいを定めた実践をすすめていく必要があります。下の図のように、学力には「わかる・できる・身につく・活用できる」という段階があります。「活用できる」力を育てるためには、その土台作りとして学ぶ意欲を高めたり、「読み・書き・計算」と言われるような基礎学力をしっかりと定着させたりするといった、アプローチが必要です。

未来を拓く子どもたちのために、今現在の子どもたちの学力の状況に合わせ、どんな指導改善を図る必要があるのかをしっかりととらえ、「活用できる」力へと進化させていきたいものです。令和2年度からの学校教育推進プランでは、「わかる・できる・身につく」力から、「活用できる」力へ向上させるための授業改善をすすめていきます。



## 自己肯定感を高め、他者を理解する心を育てます

学校は、子どもたち一人一人がそれぞれの特性を生かしながら、集団や社会の中で自己実現できるような 資質や能力・態度を習得させ、それらを発達させていくという役割があります。しかし、人とうまくかかわれ なかったり、人間関係を築けなかったりする子どもが増えてきています。これをどのように改善し、望まし い人間関係をつくっていくかを考えるとき、他者と良好な関係を築き、それを維持していくために必要な能 カ「人間関係力」を学ぶ場として、学校の果たす役割は大きいと考えます。人間関係力を向上させるために は、まず教師が、子どもたち一人一人をかけがえのない存在であるという認識をもち、これまで以上に信頼 される存在でなければなりません。一人一人の良さを認めながら自己肯定感を高めさせると同時に、道徳教 育の充実に努めたり、共感的かつ構成的な人間関係でつながる集団づくりをすすめたりするなど、他者を理 解する心を育て、笑顔で生活できる学級・学校づくりをすすめていきます。

## 子どもたちにとって、「学校が楽しい」と言える学校へ

## Ⅲ 5つのプランを実現するための具体的な取組

## Plan 1 確かな学力育成プラン

視点① わかる、できる、身につく授業づくりをすすめます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 学習指導法・評価研究委員会
- 2 現職教育推進校指定(指定小中学校)

**<魅力あふれる学校づくり推進事業>** 

- 3 学習チューター事業 (全小中学校)
- 4 日本語指導員巡回事業
- 5 ICT機器・学習者用PC等の教育機器、教育環境の整備
- 6 少人数指導教員・非常勤講師配置事業<県・市>
- 7 少人数学級編制<国・県>

(小学校1~3年、中学校1年で35人以下学級編制)

8 教科等指導員の活用



## 【学校が共通に取り組む目標】

基礎的・基本的な知識や技能を身につける ための指導改善をすすめます

### 【各校の取組例】

- (1)授業の工夫と改善
  - ①学習ルールの徹底
  - ②学びたくなる導入の工夫
  - ③学習の流れが分かる板書
  - ④対話のための発問の工夫
  - ⑤個を支援する机間指導の工夫
  - ⑥定着を図るための手立ての工夫
  - ⑦学習指導案モデルの活用
- (2) 定着に向けての補充的な学習の取組
  - ①朝学習の計画的な実施
  - ②基礎学力評価テストなどの実施
- (3)複数の教師による個に応じた指導の工夫
- (4) 一人一人への個別指導の充実

視点② 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた 授業改善をすすめます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 学習指導法・評価研究委員会
- 2 授業力向上のための各種研修会
- 3 新聞を活用した学習
- 4 副読本購入補助事業
  - ・理科ノート「観察と実験」
  - 社会科副読本 (だいすき大愛知」など
- 5 副教材作成事業
  - ・社会科副読本の改訂 「わたしたちのまち一宮」(小学校) 「のびゆく一宮」(中学校)

## 【学校が共通に取り組む目標】

思考力・判断力・表現力を高めるための言語 活動を生かした協働的な授業をすすめます

- (1) 言語活動の充実
  - ①発達段階に応じた話し方、聞き方の指導
  - ②ペア・グループ学習など話し合い活動の 推進
  - ③話し合い活動を深い学びにつなげる授業展開
- (2) 主体的・対話的で深い学びの推進
  - ①課題を明確にした授業展開の計画
  - ②問題解決場面の設定
  - ③児童生徒の発言の受容
  - ④学びの過程やその成果の振り返り





- (3) 文章記述を取り入れた授業
  - ①意見の記述⇒話し合い
  - ②学んだ内容を文章記述
- (4)筋道を立てて説明する場面を取り入れた 授業
- (5) 学校図書館の活用
- (6) 地域人材、地域施設を活用した体験的な学び



視点③ 一人一人に応じた、適切な支援と指導の充実を図ります

## 【プラン実現のための施策】

- 1 教育支援委員会※就学時健康診断、就学教育相談会
- 2 教育相談会(6月~9月)
- 3 特別支援学級担当者会
- 4 特別支援学級の三大行事の開催
- 5 言語訓練の実施
- 6 通級指導教室の設置<県>
- 7 特別支援協力員配置事業
- 9 教育アドバイザーによる相談事業
- 10 特別支援巡回相談事業<県・市>
- 11 特別支援教育連携協議会
- 12 特別支援教育推進委員会



#### 〔特別支援学級の三大行事の開催〕

- ・手をつなぐ子らの教育展(一宮スポーツ文化センター)
- ・手をつなぐ子らの運動会 (一宮市総合体育館)
- ・宿泊学習(美浜少年自然の家)

## 【学校が共通に取り組む目標】

- 1 発達障害の種類や程度に応じた個別指導を充実させます
- 2 特別支援学級の指導を充実させます

- (1) ユニバーサルデザインの推進
  - (視覚化、焦点化、共有化)
- (2) 校内教育支援委員会の開催 等
- (3) 児童生徒理解を深める事例検討会の開催
- (4) 専門性を高めるための研修会の開催
- (5)特別支援協力員との連携
- (6) 通級指導教室の活用



## Plan 2 豊かな心育成プラン

## 視点① 笑顔で生活できる学級・学校づくりをすすめます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 <u>学級生活調査(Q-U)</u>の実施と活用 (<mark>小学校4</mark> ~ 6 年・中学校全学年)
- 2 学級経営研究委員会
- 3 いじめ問題対策連絡協議会、いじめ対策推進委員会、いじめ問題対策調査委員会
- 4 いじめ等対策主任者会
- 5 不登校対策協議会、不登校対策推進委員会
- 6 不登校対策主任者会
- 7 不登校対応非常勤講師加配
- 8 スクールソーシャルワーカーの配置
- 9 小中合同生徒指導主事・主任者会

(市サポートチーム会議)

- 10 中学校生徒指導主事者会
- 11 尾中地区中高生徒指導連絡協議会
- 12 地域青少年健全育成事業<青少年育成課>
- 13 県・市スクールカウンセラー配置事業<県・市>
- 14 心の教室相談員配置事業(全中学校)
- 15 教育アドバイザー(市教育センター)の配置
- 16 サンフレンズ相談員(市教育支援センター)の配置
- 17市内4か所の教育支援センターによる支援
- 18 サポートルーム モデル校 (3校) 設置 サポートルーム支援員配置

## 【学校が共通に取り組む目標】

- 1 互いを認め合い尊重し合う教育をすすめます
- 2 全校体制でのいじめ・不登校の未然防止 に向けた取組をすすめます
- 3 子どもたち一人一人を大切にした対応をします

#### 【各校の取組例】

- (1)あいさつ運動など児童生徒による啓発活動の充実
- (2) 話し合い活動の充実
- (3) Q-U の結果を生かした学級づくり
- (4)心のアンケートなどで児童生徒の困り感を早期につかむ取組
- (5) 相談ポスト・デジタル相談ポストの設置
- (6) ピア・サポートなど児童生徒の相互支援を促す活動の実施
- (7)教育活動全般にわたって、気持ちのよい あいさつ、返事、正しい言葉遣いなどの励 行
- (8) 中学校区で行うルールやマナーについて の啓発活動の推進
- (9) 適応指導教室・サポートルームでの支援





### [教育支援センターの運営]

・市内4か所に設置 サンシャイン 138 南、サンシャイン 138 北、 ふれあい教室、ほっとルーム☆きらら





## 視点② 自尊感情を育て、自他の命を大切にする心の教育をすすめます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 心の教育推進活動
- 2 道徳主任者会
- 3 道徳教育推進教師を中心とした道徳教育
- 4 特色ある学校づくり推進事業

<魅力あふれる学校づくり推進事業>

5 社会福祉推進校(全小中学校)

<市社会福祉協議会委嘱>

6 ボランティア福祉体験学習(中学校)

<市社会福祉協議会>

7 人権教育総合推進地域事業

< 表原中学校区 R1~3年度 文科省・県教委指定



## 【学校が共通に取り組む目標】

- 1 道徳科の授業において、児童生徒が自己 を見つめ、自分の生き方について考えを深 める指導の工夫をします
- 2 人権教育・福祉教育の推進の取組をすすめます

#### 【各校の取組例】

- (1) 道徳科の授業の充実
  - ①物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習
  - ②問題解決的な学習、道徳的行為に関する 体験的な学習
- (2)教育活動全般を通した道徳指導
- (3) 福祉実践教室の開催
  - ①社会福祉協議会の協力を得て、車いすや 手話、点字などの体験活動を実施
- (4) 人権週間の設定
- (5) 地域の活動へのボランティア参加

## 視点③ 豊かな人間性を育てます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 子ども写生大会・作品展
- 2 消防音楽隊の訪問演奏
- 3 ふれあいコンサート (消防音楽隊との合同演奏会)
- 4 リバーサイドフェスティバル (中学校吹奏楽部の参加)
- 5 学校図書館の活用
- 6 学校図書館司書派遣事業(全小中学校)
- 7 市立図書館資料のインターネットによる貸出・ 配送、移動図書館(ほたる号)
  - ※「子ども読書のまち」宣言<市>



## 【学校が共通に取り組む目標】

- 1 感動を味わえる体験活動を充実させます
- 2 本好きな児童生徒の育成をめざし、多様 な読書活動を展開します

- (1) 学習発表会・学芸会の実施
- (2)音楽鑑賞会や映画鑑賞会、観劇会などの 開催
- (3) 合唱コンクールの実施
- (4) 朝読書など読書活動の推進
- (5) ボランティア等による読み聞かせの実施
- (6) 学校図書館司書との連携
- (7) 図書館利用指導の充実

## Plan 3 健やかなからだ育成プラン

視点① 生涯にわたって運動に親しめるよう、指導の充実を図ります

### 【プラン実現のための施策】

- 1 部活動外部指導者派遣事業(部活動に地域人材を配置)
- 2 体力テストの実施
- 3 水泳能力検定の実施
- 4 運動部活動大会(中学校)
- 5 体育主任者会の実施
- 6 一宮市オリジナルダンス体操<スポーツ課>



## 【学校が共通に取り組む目標】

体育の授業や体育的行事などの運動に親し む機会を通して、体力づくりに努めます

【各校の取組例】

- (1) 体つくり運動、運動会・体育祭、なわと び大会、持久走大会 等
- (2) 体ほぐしの運動
- (3) 全校統一の体力づくりメニューの作成・ 活用 等

視点② 望ましい生活習慣の定着を図り、 健康な生活を送るための基礎を育てます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 食育広報誌「やっぱり!!食ぱわー」と食育指導資料の配付
- 2 宋養教諭・栄養職員による食育指導
  - <del>(小学校 2 年・3 年・5 年</del> 小学校全学<u>年</u>
- 3 市非常動養護教諭・巡回非常勤養護教諭派遣事業
- 4 警察やライオンズクラブによる薬物乱用防止教室
- 5 肥満予防研究推進委員会による肥満予防のための親子教室「にんじんクラブ」

## 【学校が共通に取り組む目標】

児童生徒への指導や保護者へ協力の呼びかけを行い、「早寝、早起き、朝ごはん」の定着を図ります

【各校の取組例】

- (1)毎月19日の「食育の日」に合わせた 啓発活動の実施、「食ぱわー」の活用
- (2) 学校ウェブサイトの活用
- (3) 歯磨き指導
- (4) 手洗い指導

## 視点③ 安全な生活を送るための基礎を育てます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 子どもの安全推進委員会
- 2 市安全教育部会、安全主任者会
- 3 セルフディフェンス講座
- 4 普通救命講習会<消防署>
- 5 交通安全教室<市民協働課>
- 6 防犯教室<市民協働課>
- 7 ケータイ・スマホ教室

## 【学校が共通に取り組む目標】

#### 安全意識を高める指導を継続的に行います

- (1) 危険予知トレーニング(KYT)の実施
- (2)シェイクアウト訓練、避難訓練
- (3)不審者対応訓練

## Plan 4 未来に生きる力育成プラン

## 視点① 情報化社会・国際化社会に対応できる力を育てます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 プログラミング教育推進事業
- 2 Pepper 社会貢献プログラム(全小中学校)
- 3 情報教育研究委員会
- 4 わくわくプログラミング教室事業
- 5 ALTの配置事業<小学校英会話指導講師派遣事業> <中学校英語指導講師派遣事業>
- 6 小学校英語指導専科教員加配<県>
- 7 ALTによる教員向けの研修
- 8 中学生海外派遣 (イタリア・トレビーゾ)

### <いちのみや夢人材育成事業>

- 8 国際交流員の派遣、フレンドシップ事業による交流 <生涯学習課・市国際交流協会>
- 9 GIGA スクール構想推進事業 <mark>未来の教室クリ</mark> エイト委員会
- 11 市制 100 周年記念事業







### 【学校が共通に取り組む目標】

1 情報モラルを身につけさせるとともに、必要な情報を適切に活用する学習をすすめます

#### 【各校の取組例】

- (1)情報手段の基本的な操作の習得
- (2) コンピュータに意図した処理を行わせる ために必要な論理的思考力の育成
- (3)情報モラル教育の充実
- (4) エT機器・学習者用PCの効果的な活用
- 2 コミュニケーション能力を育てる英語 指導を充実させます
- 3 一宮市や日本の文化・歴史、諸外国の文 化などに対する理解を深めます

- (1) ALT を活用した指導の充実
- (2) 英語を使ったスピーチ、プレゼンテーション等の表現カテストの機会の充実
- (3) 英語を活用する場面を意識した授業の工夫
- (4) 国際交流員の活用
- (5)地域の方々を講師として招き、伝統芸能を体験
- (6) 一宮市の学習のために「わたしたちのま ち一宮」「のびゆく一宮」の活用





#### 自分らしい生き方を実現するための力を育てます 視点②

## 【プラン実現のための施策】

- 1 魅力あるあいちキャリアプロジェクト(全中学校) < 県>
- 2 市長と中学生の「夢トーク」

<いちのみや夢人材育成事業>

- 3 プラチナ未来人財育成塾への派遣(中学生)
  - <いちのみや夢人材育成事業>
- 4 中学生いちのみや「夢サミット」

<いちのみや夢人材育成事業>

5 中学生未来リーダー育成塾

<いちのみや夢人材育成事業>

夢の教室<スポーツ課>



### 【学校が共通に取り組む目標】

特別活動教育課程にあるキャリア教育の指 導計画に基づき、自己のよりよい生き方を考 えさせる学習をすすめます

### 【各校の取組例】

- (1) 職場体験学習、職場見学を実施、勤労奉 仕体験の実施
- (2) キャリア教育ノートく県>の活用





豊かな環境とその恵みを大切にする心を育てます 視点③

## 【プラン実現のための施策】

- 1 ふれあい・うるおい空間づくり推進活動 <魅力あふれる学校づくり推進事業>
- 2 エコスクール運動<環境部清掃対策課>
- 3 緑のカーテン事業<環境部清掃対策課>





## 【学校が共通に取り組む目標】

### 環境教育を推進し、充実を図ります

【各校の取組例】

- (1) エコスクール運動
  - ①身近な問題を基に「地球にやさしい学 校」づくりを目指した実践
  - ②ごみ減量、分別リサイクル等
- (2)環境学習、生物多様性についての学習、 エネルギー学習等

SDGs(エスディージーズ: Susta nable Development Goals - 持続可能な開発目標)

# SUSTAINABLE GOALS



































SDGsとは、世界が抱える問題を解決し、 持続可能な社会をつくるために世界各国が合 意した2030年を年限とする17の目標と 169のターゲットです。

未来に生きる子どもたちがSDGsについ て学び、自ら行動していくため、SDGsと関 連づけた様々な実践をすすめていきます。

## Plan 5 信頼される学校づくりプラン

## 視点① 魅力あふれる教師をめざし、指導力の向上を図ります

### 【プラン実現のための施策】

- 1 現職教育推進校の指定(小学校 2 校、中学校 2 校) <魅力あふれる学校づくり推進事業>
- 2 校内現職教育を充実させる取組
  - ・研究の進め方についての指導
  - ・他校の研究実践や公開授業などの情報提供
- 3 市教育センターによる教職員の指導力向上と 資質向上のための事業の展開
  - ① 教職研修
  - ② 教育研究
  - ③ 教育相談
  - ④ 教育情報収集·提供
  - ⑤ 人材派遣
- 4 教職員評価
- 5 文書管理研究委員会
- 6 学校事務の共同実施
- 7 教育アドバイザーによる相談

## 【学校が共通に取り組む目標】

- 1 校内現職教育を充実させ、教職員の力量 向上を図ります
- 2 教職員が力量を高める研修会への参加 の機会を充実させます

### 【各校の取組例】

- (1) 各学校の実態・課題に基づいた、学力向上に向けての指導法の研究
- (2)年間を通した計画的な研究の推進
- (3)全国学力・学習状況調査などを評価指標 とした PD CA サイクルの確立
- (4)他校の研究実践から、自校の現職教育の 取組に生かすための研究校の視察
- (5) 研修会などの参加者による伝達講習
- (6) 学級経営、いじめ、不登校の事例研究
- (7) 指導技術の向上を目指した研修会の開催
- (8) 教師同士で学び合う模擬授業の実施 等





## 視点② 特色ある学校づくりをすすめます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 特色ある学校づくり推進活動(全小中学校]<魅力あふれる学校づくり推進事業>
  - 特別非常勤講師派遣事業〈県〉
- 2 ICT機器・学習者用PC等の教育機器、教育環境の整備
  - **ユネスコスクールの活動への促進**

## 【学校が共通に取り組む目標】

児童生徒や地域の実情に合わせて、特色ある教育活動をすすめます

- (1)農業体験、栽培活動
- (2) 伝統芸能体験
- (3) 幼保、高校、特別支援学校との交流
- (4) 観劇会 等

## 視点③ 学校・家庭・地域との連携・協働をすすめます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 コミュニティ・スクール推進学校サポーター事業 (児童生徒の地域参加や、地域人材による学校支 援を図るコーディネーターを配置)
  - <魅力あふれる学校づくり推進事業>
- 2 秋に市内一斉の「学校公開週間」
- 3 学校評価の計画的な実施、結果の公表





### 【学校が共通に取り組む目標】

- 1 コミュニティ・スクールでの小中や家庭・地域との連携・協働をすすめます
- 2 学校広報の充実に努めます
- 3 教職員がより信頼される存在になるよ うに努めます

### 【各校の取組例】

- (1) 学校運営協議会の充実
- (2) 学習マナーの小中学校での共有化
- (3) 小中合同研修会の実施 等
- (4) 中学教師による小学校訪問授業
- (5) 地域人材の活用
- (6) 学校ウェブサイトの充実
- (7) ブログ記事の充実
- (8) 各種たよりの充実 等

## 視点④ 安全・安心な学校づくりをすすめます

## 【プラン実現のための施策】

- 1 学校訪問での安全指導
- 2 校務主任者会、養護教諭研究会での研修
- 3 不審者などの情報の共有化
- 4 スクールロイヤーによる相談





## 【学校が共通に取り組む目標】

- 1 施設設備の安全管理、非常時の危機管理体制の整備に努めます
- 2 家庭・地域と連携し、子どもたちの安全 確保に努めるなど校内外の安全管理体制 の充実を図ります

- (1)毎月26日の「事故・けがゼロの日」の安全点検
- (2) 学校危機管理マニュアルの充実
- (3) 避難訓練の実施
- (4) 大地震に備えた児童生徒の引き渡し訓練
- (5) 毎月12 日の「安全を確認する日」(家庭・地域と連携した不審者被害防止に向けた体制づくり) 等
- (6) 熱中症指数の計測
- (7) 救命救急講習会
- (8) エピペン講習会



## 『未来を拓く子ども』の指標

## 「学校が楽しい」と答える子の割合

	「学校が楽しい」と答える子の割合			「楽しい」「どち 楽しい」と答:	
	令和元年度 <b>令和5年</b> 目指すべき			令和元年度	令和5年
	現状	目標	将来の姿	現状	目標
小学生	659%	74%	80%	936%	96%
中学生	57.7%	60%	70%	916%	92%



## 「確かな学力育成プラン」の指標

●「授業がよくわかる」と答える子の割合

	「よくわかる」と答える子の割合				る」「だいたい 答える子の割合
	令和元年度令和5年目指すべき現状目標将来の姿		令和元年度 現状	令和5年 目標	
小学生	490%	54%	70%	879%	91%
中学生	258%	30%	50%	75 D %	80%

## 「豊かな心育成プラン」の指標

●「自分には良いところがある」と答える子の割合

	「ある	る」と答える子 <i>0</i>		ちらかといえば える子の割合	
	令和元年度 現状	令和5年 目標	令和元年度 現状	令和5年 目標	
小学生	438%	46%	60%	77.7%	81%
中学生	265%	30%	50%	704%	73%

●「人に親切にしたいと思う」と答える子の割合

	「思う	う」と答える子の	「思う」「どち 思う」と答え		
	令和元年度 現状	令和5年 目標	令和元年度 現状	令和5年 目標	
小学生	790%	84%	90%	969%	98%
中学生	75.7%	78%	8 5 %	975%	98%

## 「健やかなからだ育成プラン」の指標

●「進んで運動し、からだを動かすようにしている」と答える子の割合

	「している」と答える子の割合			_	どちらかといえ 答える子の割合
	令和元年度 現状	令和5年度 目標	令和元年度 現状	令和5年度 目標	
小学生	592%	64%	70%	828%	87%
中学生	47.6%	52%	65%	768%	81%

●「学校に行く日は、朝食を食べている」と答える子の割合

	「毎日食べる」と答える子の割合					
	令和元年度令和5年度目指すべき現状目標将来の姿					
小学生	878%	90%	98%			
中学生	832%	87%	9 5 %			



## 「未来に生きる力育成プラン」の指標

●「自分の夢や目標をもっている(もとうとしている)」と答える子の割合

	「もっている(もとうとしている)」 と答える子の割合					
	令和元年度令和5年度目指すべき現状目標将来の姿					
小学生	918%	94%	95%			
中学生	859%	88%	90%			



## 「信頼される学校づくりプラン」の指標

●「自分の学校に自慢できるところがある(小学校)」と答える子の割合

	「ある」と答える子の割合				うらかといえば える子の割合
	令和元年度 現状	令和5年度 目標	令和元年度 現状	令和5年度 目標	
小学生	515%	57%	60%	793%	84%

●「自分の学校を誇りに思う(中学校)」と答える子の割合

	「思う」と答える子の割合				らかといえば える子の割合
	令和元年度 現状	令和5年度 目標	令和元年度 現状	令和5年度 目標	
中学生	365%	40%	4 5 %	821%	85%

### 一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありました ので、教育委員会の審議に付します。

令和4年1月25日

一宮市教育委員会 教育長 高 橋 信 哉

### 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

#### (許可基準)

- 第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。
  - (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
  - (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
  - (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
  - (4) 公益法人及びこれに準ずる団体(宗教法人を除く。)が主催する事業
  - (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容 (入場料、場所、事業内容等) が 適当と認められる事業
    - ア 市内の教育関係団体
    - イ 報道機関 (新聞社又は放送局)
    - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
  - (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
  - (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援 名義の使用を許可しないものとする。
- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例(平成 23 年一宮市条例第 24 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団又は同項第 2 号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

## (生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
44	岐阜聖徳学園大学 ウインドアンサンブル定期演奏会実 行委員長 海野せつら	ルンデュウサウ末	様々なジャンルの曲を演奏 する吹奏楽コンサート(クラ シック、ジャズ、ポップス)	令和4年2月19 日(土)	一宮市民会 館	500円	(7)